

ふるさと納税の制度改革に伴う対応について

1 制度改革の内容

ふるさと納税の募集に要する費用は「寄附額総額の 5 割以下」とする基準について、総務省からの通知により、令和 5 年 10 月 1 日から以下の費用が含まれることになりました。

- (1) 寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用
- (2) ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用
- (3) ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費のうち、ふるさと納税に関する業務に係る費用
- (4) ポータルサイトの運営事業者に対して支払う費用
- (5) ふるさと納税に関する様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用

2 制度改革に伴う対応方法

前項 1 の各費用をふるさと納税の募集に要する費用に算入した場合、費用の総額が寄附額総額の 5 割を超過することとなり、総務省からふるさと納税の指定を受けられなくなります。

これまで費用の一部である返礼品代は、寄附額の最大 30% を基準に設定してきましたが、今回の制度改革に伴い、返礼品提供事業者には下記から対応方法を選択していただくこととします。

(1) 寄附額の変更

改定方法：寄附額の最大 30% から最大 24% へ変更

改 定 日：令和 6 年 6 月 3 日（月）

(2) 内容量の見直し

改定方法：返礼品代が寄附額の最大 24% になるように内容量を見直し

改 定 日：令和 6 年 6 月 6 日（木）以降順次反映

(3) その他

返礼品の取り下げ

3 返礼品提供事業者への対応

(1) 説明会の開催

対 象 者：返礼品提供事業者 98 者

開催日時：令和 6 年 3 月 6 日（水）【午前の部】10 時～11 時 30 分

【午後の部】13 時 30 分～15 時

※同じ内容で午前・午後の 2 回開催します。

会 場：加古川市役所新館 10 階 大会議室

(2) 説明動画の配信

配信期間：令和 6 年 3 月 8 日（金）9 時～3 月 29 日（金）17 時

※動画はライブ配信ではありません。

※説明会と動画は同じ内容になります。

制度改正に伴う対応の要旨（説明会資料の抜粋）

1 総務省通知の概要

令和 5 年 6 月 27 日（総税市第 66 号）、7 月 21 日（総税市第 80 号）の総務省からの通知により、令和 5 年 10 月 1 日からふるさと納税の「募集に要する費用」に以下の費用が含まれることになりました。

- (1) 寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用
- (2) ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用
- (3) ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費のうち、ふるさと納税に関する業務に係る費用
- (4) ポータルサイトの運営事業者に対して支払う費用
- (5) ふるさと納税に関する様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用

この通知を受け、本市では令和 6 年度以降、「募集に要する費用は寄附額総額の 5 割以下」とする基準を満たすことができなくなり、基準を満たさなければ総務省からふるさと納税の指定が受けられないことから、事業を継続できない恐れがあります。

2 本市の変更内容（返礼品に係る寄附額、内容量）

(1) **寄附額を変更する場合は**、これまで、返礼品代を「寄附額の最大 30%」とする基準の範囲内で寄附額を設定してきましたが、今回の改正に伴い返礼品代を寄附額の**最大 30%から最大 24%へ**変更します。改定は**令和 6 年 6 月 3 日（月）**から実施します。

※寄附額に千円未満の端数が生じる場合は、寄附額を千円単位になるように切り上げます。

(例 1) 返礼品：加古川和牛 500g、返礼品代：6,000 円、寄附額：20,000 円の場合

	内容量	返礼品代	寄附額	返礼割合
改定前	500g	6,000 円	20,000 円	30.00%
改定後	500g	6,000 円	25,000 円	24.00%

(2) **内容量の見直しで対応する場合は**、寄附額を変更せず、返礼品代が寄附額の**最大 24%**になるように内容量を見直していただきます。見直しの内容は返礼品により異なりますので個別にご相談ください。見直し後の返礼品の掲載は**令和 6 年 6 月 6 日（木）以降順次**実施します。

(例 2) 返礼品：加古川和牛 500g、返礼品代：6,000 円、寄附額：20,000 円の場合

	内容量	返礼品代	寄附額	返礼割合
改定前	500g	6,000 円	20,000 円	30.00%
改定後	400g	4,800 円	20,000 円	24.00%

※ 3 月中旬以降、各事業者様に返礼品の一覧を送付します。「寄附額の変更」、「内容量の変更」または「返礼品の取り下げ」のいずれかを選択いただき、返送してください。

【改定作業に伴うポータルサイトの停止期間】

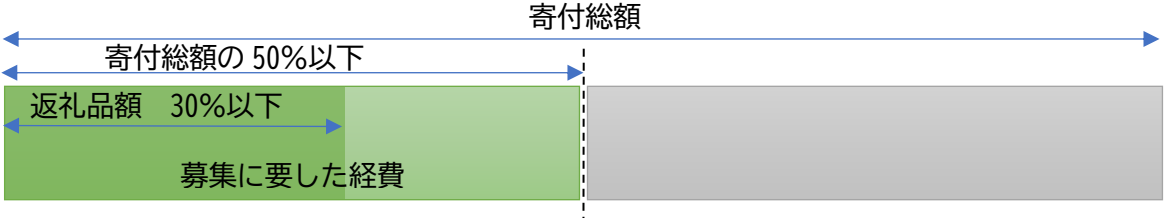
- ・令和 6 年 4 月 15 日から 6 月 6 日まで、新しい返礼品をポータルサイトにアップロードできなくなります。なお、新しい返礼品の申請については、随時受付いたします。
- ・令和 6 年 6 月 3 日から全てのポータルサイトで寄附の受付を停止します。翌日（6 月 4 日）以降、改定作業が完了したポータルサイトから順次再開していきます。6 月 6 日中には全てのポータルサイトで受付を再開する予定です。

※令和 6 年 6 月以降、人件費や配送料等の高騰などの社会情勢の変化によっては、再度、寄附額等の変更が必要になることがあります。

ふるさと納税制度に係る経費について

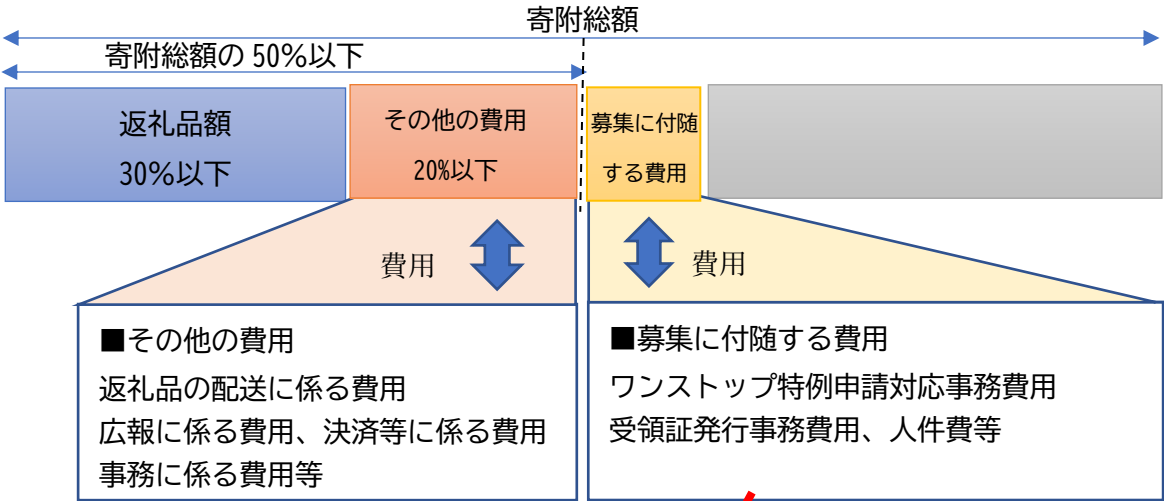
1 経費及び返礼品額の基準

募集に要した経費は、ふるさと納税寄附総額の5割(50%)以下とする。
返礼品額は、ふるさと納税寄附総額の3割(30%)以下とする。



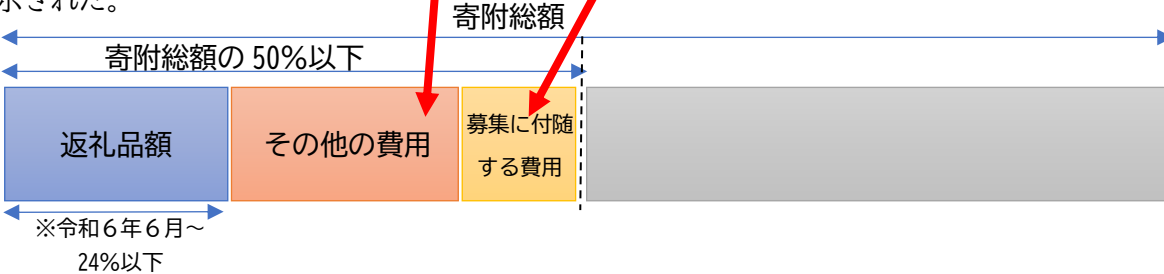
2 令和5年9月以前の経費の整理

寄附総額の5割以下とされる「募集に要した経費」は、返礼品額とその他の費用で構成。



3 令和5年10月以降の経費の整理

総務省が示す「募集に要した経費は、寄附総額の5割以下かつ返礼品額は3割以下」を遵守するうえで「事務に付随する費用」を募集に要した経費に含めることが新たに示された。



- 総務省が通知により、新たに明確に示した募集に要する費用（令和5年10月1日～）
- (1) 寄附金に係る受領証の発行事務に要する費用
 - (2) ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に要する費用
 - (3) ふるさと納税に関する業務に係る職員の人件費(ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係るものを含む)
 - (4) ポータルサイトの運営事業者に対して支払う費用
 - (5) ふるさと納税に関する様々な事務を委託するために事業者に対して支払う費用